

中小総研

Institute of Research
for Small and Medium Enterprise



2023年10月最低賃金引き上げに 関する実態調査

2023年12月1日

目次

はじめに 01

要旨・調査事項・回答企業の内訳

調査結果 02

まとめ 07

はじめに at first

2023年10月に最低賃金額の改定が行われ、引き上げ後の最低賃金額(全国加重平均)は1,004円となった。これは前年度と比較すると平均引き上げ率4.5%、引き上げ額43円で、1978年に最低賃金の目安制度が始まって以降、過去最高の引き上げである。新型コロナウイルス感染拡大の経済的影響が特に大きかった2020年を除き、ここ数年の最低賃金改定は高い引き上げ幅が続いている。しかし、経営資源が限られた中小企業では賃金引き上げが難しいこともある。そこで、本調査ではエフアンドエムクラブの会員企業に対して今年度の賃金引き上げに関するアンケート調査を行った(実施期間:2023年10月1日~31日)。

要旨 executive summary

- ・ 2023年10月改定の最低賃金条件を満たさず、引き上げ対象となる従業員(以下、対象者という)が「いない」と回答した企業は全体の58%で、「いる」と回答した企業は30%であった。
- ・ 対象者がいる企業のうち、44%は対象者のみの賃上げで他の従業員の賃上げは行わないのに対し、26%は他の従業員に対しても対象者と同等かそれ以上の賃上げを実施すると回答した。
- ・ 対象者がいない企業の最低賃金は、改定後の賃金に比べて+30円以内の企業が最も多く21%であった。

調査事項

- ① 2023年10月からの最低賃金引き上げに際し、改定後の最低賃金条件を満たさず引き上げ対象となる従業員はいますか？
- ② (①で対象がいると回答した場合)最低賃金引き上げの対象者の賃上げに伴い、対象者以外の従業員も賃上げをしますか？
- ③ (①で対象はいないと回答した場合)貴社内での最低賃金は2023年10月改定後の最低賃金と比較してどれくらい差がありますか？
- ④ 貴社で雇用する従業員の最低賃金額(事業場内最低賃金)を教えてください。

回答企業の内訳

表1

従業員数	企業数
~10	602
11~30	912
31~50	359
51~100	277
101~300	149
301~	33
総計	2,332

表2

業種	企業数
建設業	548
製造業	667
運輸業・郵便業	119
情報通信業	54
卸売業・小売業	388
不動産業	52
宿泊業・飲食業	51
サービス業	294
医療・福祉	114
その他の業種	45
総計	2,332

表3

地方	企業数
北海道・東北	245
関東	474
中部	489
近畿	642
中国・四国	286
九州・沖縄	196
総計	2,332

調査結果 Investigation result

まず、「2023年10月からの最低賃金引き上げに際し、改定後の最低賃金条件を満たさず引き上げ対象となる従業員はいますか?」という質問に対し、「対象者がいない」が58% (1,350社)、「対象者はいる」が30% (701社)であった(図1)。業種別で見ると、建設業、情報通信業は対象者がいない企業が約70%で、全体の結果と比べて割合が高かった(図2, 3)。一方、対象がいるという回答が多かったのは宿泊業・飲食業57%、医療・福祉48%であった(図4, 5)。

図1:最低賃金引き上げ対象者の有無

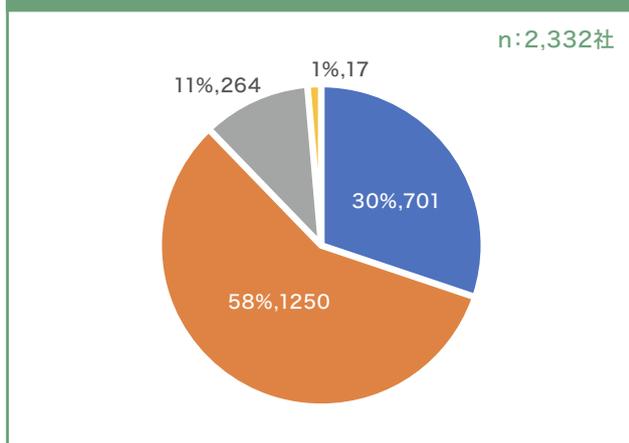


図2:建設業における最低賃金引き上げ対象者の有無

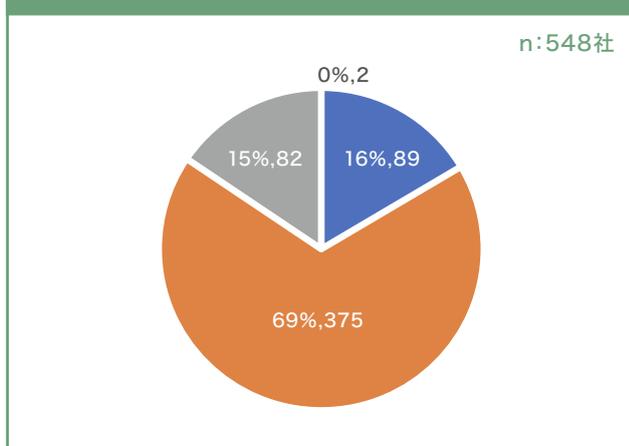


図3:情報通信業における最低賃金引き上げ対象者の有無

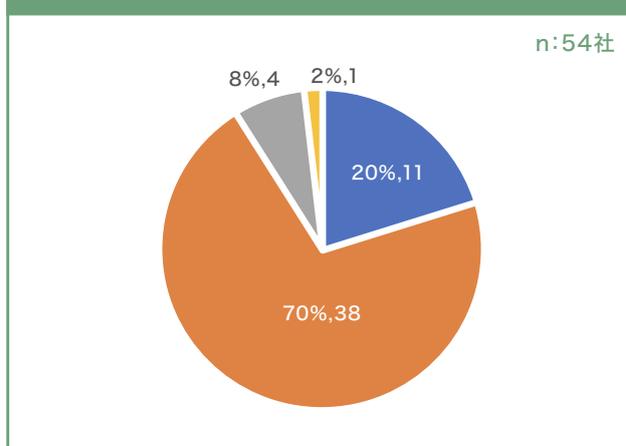


図4:宿泊業・飲食業における最低賃金引き上げ対象者の有無

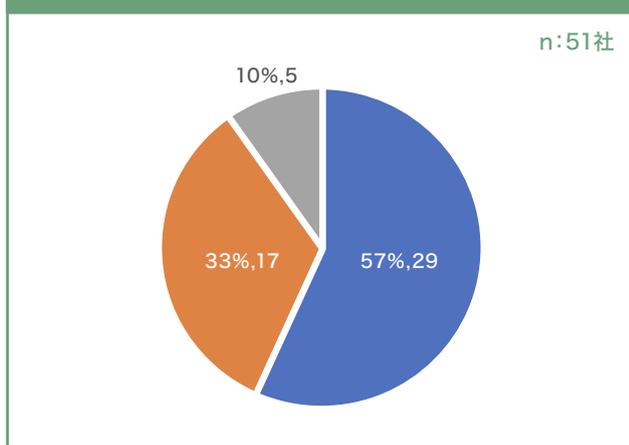
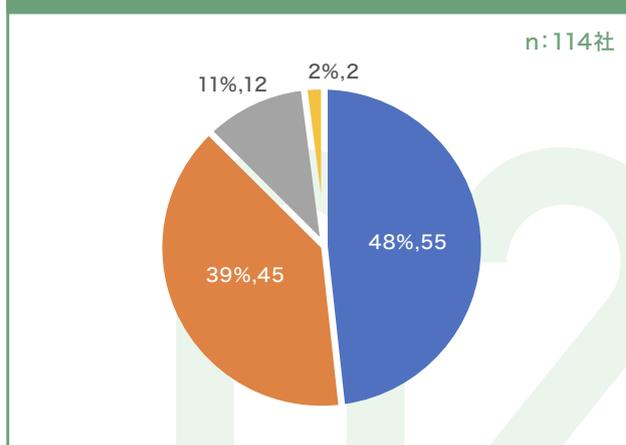
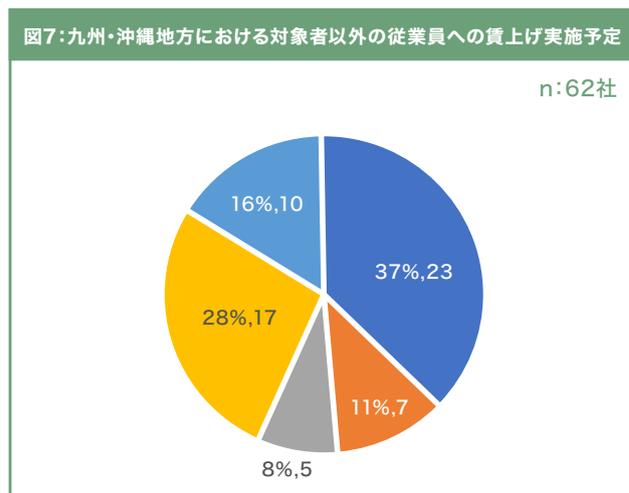
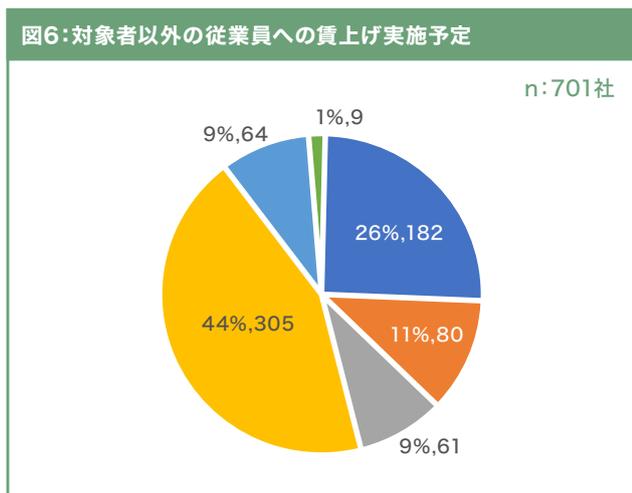


図5:医療・福祉における最低賃金引き上げ対象者の有無



次に、「対象者がいる」と回答した701社に対して対象者以外の従業員も賃上げを行うか尋ねたところ、「対象者のみの賃上げで他の従業員の賃上げは行わない」が44%(305社)、「対象者の賃上げ額と同等かそれ以上の賃上げを他の従業員に実施する」が26%(182社)、「対象者の賃上げ額には満たないが、一定額の賃上げを他の従業員に実施する」が11%(80社)、「対象者と同程度の賃金を支給している従業員に対してのみ賃上げを実施する」が9%(61社)であった(図6)。対象者のみに賃上げを行う企業が多く、その場合他の従業員との金額差が少なくなることで賃上げされない従業員からの不満が懸念されるものの、賃上げを実施する余力がない企業が多いのが実態だろう。また、地方別で見ると、九州・沖縄地方では他の従業員へも同等程度の賃上げをすると回答した企業の割合が高かった(37%、図7)。



- 対象者の賃上げ額と同等かそれ以上の賃上げを他の従業員に実施する
- 対象者の賃上げ額には満たないが、一定額の賃上げを他の従業員に実施する
- 対象者と同程度の賃金を支給している従業員に対してのみ賃上げを実施する
- 対象者のみの賃上げで他の従業員の賃上げは行わない
- わからない、未定
- その他

「対象者はいない」と回答した企業1,350社に対しては、改定後の最低賃金と自社内の最低賃金との差額を尋ねた。最も多かったのは「+30円以内」で21%(280社)、続いて「+51~100円」が15%(204社)、「+31~50円」が14%(186社)で、100円以内の企業が50%を占めた(図8)。

図8:改定後の最低賃金と自社内の最低賃金との差額

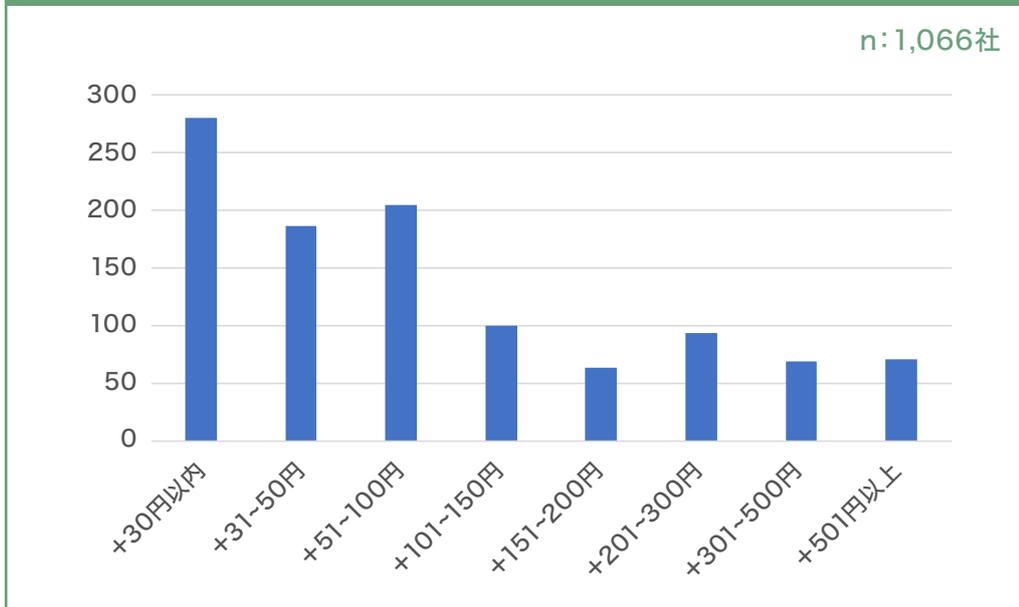


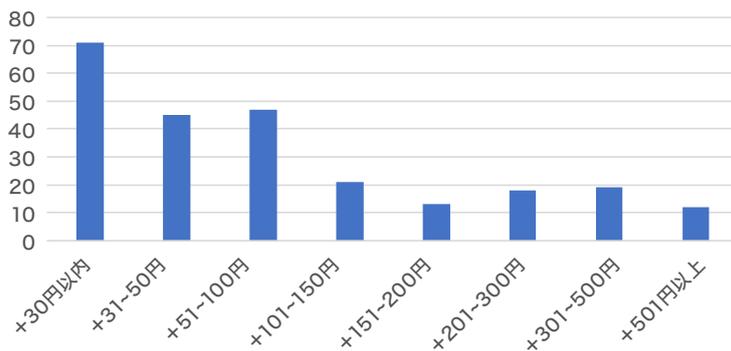
図9:改定後の最低賃金と自社内の最低賃金との差額(地域別)



図9:改定後の最低賃金と自社内の最低賃金との差額(地域別)

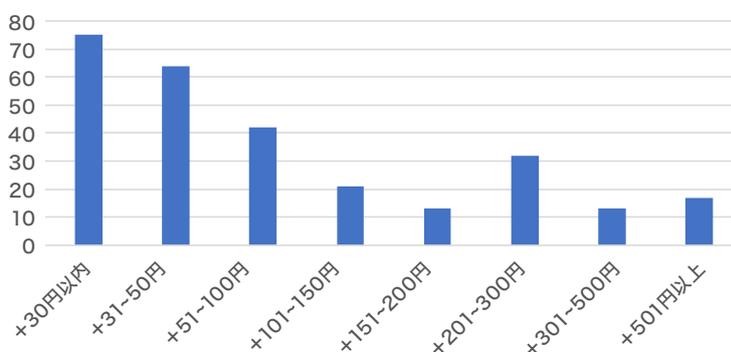
[中部地方]

n:246社



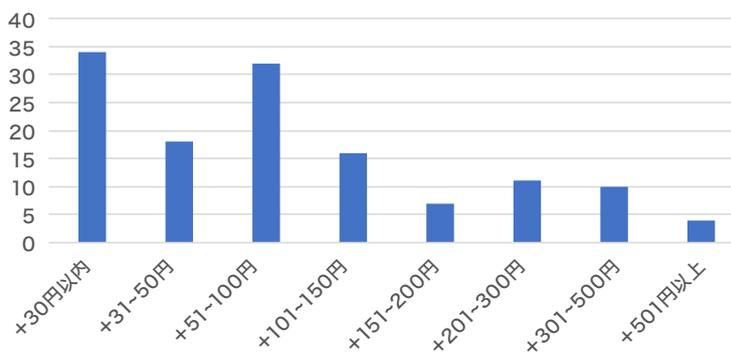
[関西地方]

n:277社



[中国・四国地方]

n:132社



[九州・沖縄地方]

n:91社

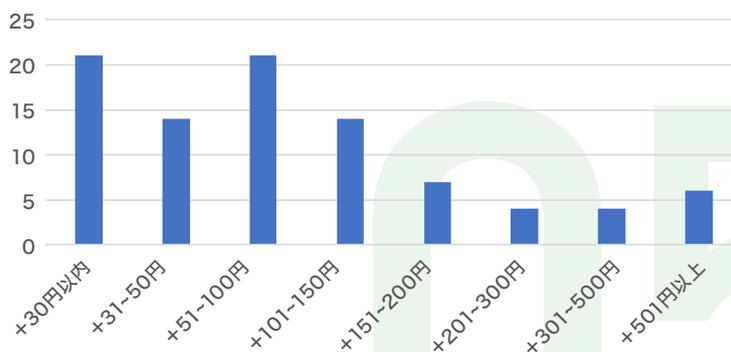


表4: 改定前の自社内の最低賃金額

都道府県	最低賃金額 (2022年度)	最低賃金額 (2023年度)	～860円		861～900円		901～950円		951～1000円		1001～1100円		1101～1300円		1301～1500円		1501～1800円		1801円～		わからない、その他	総計	
			企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合			
北海道	920円	960円			1	1%	7	7%	52	54%	16	16%	9	9%	2	2%	1	1%	1	1%	8	8%	97
青森県	853円	898円	1	14%	4	57%			1	14%	1	14%											7
岩手県	854円	893円			4	25%	3	19%	4	25%	1	6%	1	6%							3	19%	16
宮城県	883円	923円			6	7%	32	36%	11	13%	12	14%	11	13%	7	8%	1	1%	1	1%	7	8%	88
秋田県	853円	897円			5	33%	3	20%	2	13%	1	7%			1	7%	1	7%			2	13%	15
山形県	854円	900円	1	8%	2	17%	2	17%	3	25%	3	25%	1	8%									12
福島県	858円	900円			1	10%	2	20%	3	30%			2	20%	1	10%					1	10%	10
茨城県	1072円	953円			2	7%	2	7%	11	38%	4	14%	7	24%			1	3%			2	7%	29
栃木県	911円	954円					3	18%	10	59%	2	12%	1	6%	1	6%							17
群馬県	913円	935円			1	4%	7	30%	7	30%	2	9%	4	17%							2	9%	23
埼玉県	895円	1,028円			1	1%	2	2%	8	7%	56	48%	20	17%	7	6%	5	4%	2	2%	16	14%	117
千葉県	987円	1,026円					1	3%	4	13%	11	37%	6	20%			2	7%	1	3%	5	17%	30
東京都	984円	1,113円	1	1%	1	1%			6	3%	23	13%	77	45%	27	16%	15	9%	7	4%	15	9%	172
神奈川県	1071円	1,112円	1	1%	1	1%			1	1%	12	14%	50	58%	7	8%	5	6%	1	1%	8	9%	86
新潟県	908円	948円	1	1%	6	8%	32	43%	12	16%	7	9%	5	7%	4	5%					7	9%	74
富山県	891円	933円			1	3%	9	27%	5	15%	7	21%	7	21%	1	3%	1	3%			2	6%	33
石川県	888円	931円			1	13%	2	25%	3	38%	1	13%	1	13%									8
福井県	890円	931円	1	3%	2	5%	14	35%	11	28%	3	8%	4	10%	1	3%	1	3%			3	8%	40
山梨県	898円	938円					2	100%															2
長野県	908円	948円			1	2%	11	20%	20	36%	9	16%	9	16%	2	4%	1	2%			3	5%	56
岐阜県	910円	950円	3	4%	2	3%	32	43%	21	28%	9	12%	6	8%	1	1%					1	1%	75
静岡県	944円	984円					2	6%	12	36%	5	15%	10	30%	2	6%					2	6%	33
愛知県	986円	1,027円	1	1%			1	1%	18	11%	95	57%	26	15%	13	8%	4	2%			10	6%	168
三重県	933円	973円	2	7%			2	7%	12	44%	5	19%	2	7%	1	4%					3	11%	27
滋賀県	927円	967円	2	5%	1	2%	5	11%	15	34%	6	14%	6	14%	3	7%	1	2%			5	11%	44
京都府	968円	1,008円					1	1%	13	14%	49	52%	19	20%					1	1%	11	12%	94
大阪府	1023円	1,064円	3	1%			5	2%	3	1%	148	51%	69	24%	24	8%	9	3%	5	2%	27	9%	293
兵庫県	960円	1,001円			1	1%			19	13%	80	54%	21	14%	10	7%	2	1%	2	1%	14	9%	149
奈良県	896円	936円			2	12%	4	24%	5	29%	3	18%					1	6%			2	12%	17
和歌山県	889円	929円			2	11%	5	28%	3	17%	1	6%	2	11%	2	11%	1	6%			2	11%	18
鳥取県	854円	900円			4	20%	4	20%			6	30%	2	10%	2	10%	1	5%			1	5%	20
島根県	857円	904円			2	33%	2	33%			1	17%									1	17%	6
岡山県	892円	932円	1	2%	4	7%	16	29%	11	20%	5	9%	6	11%	3	5%			1	2%	8	15%	55
広島県	930円	970円	1	2%					23	50%	9	20%	5	11%	2	4%	1	2%			5	11%	46
山口県	888円	928円					10	29%	6	18%	7	21%	1	3%	2	6%	1	3%			7	21%	34
徳島県	855円	896円	2	13%	5	31%	2	13%	3	19%	1	6%	2	13%							1	6%	16
香川県	878円	918円			3	11%	9	33%	4	15%	4	15%	3	11%	1	4%					3	11%	27
愛媛県	853円	897円	2	3%	17	29%	13	22%	9	15%	7	12%	4	7%	2	3%					5	8%	59
高知県	853円	897円	1	4%	7	30%	2	9%	8	35%			2	9%							3	13%	23
福岡県	900円	941円			4	5%	22	27%	16	20%	12	15%	8	10%	3	4%	3	4%	1	1%	13	16%	82
佐賀県	853円	900円	1	11%	2	22%	2	22%	2	22%											2	22%	9
長崎県	853円	898円	2	5%	13	35%	7	19%	5	14%	1	3%	5	14%							4	11%	37
熊本県	853円	898円	1	4%	9	33%	6	22%	4	15%	2	7%	2	7%							3	11%	27
大分県	854円	899円			3	38%	1	13%	1	13%	2	25%									1	13%	8
宮崎県	853円	897円			4	40%	1	10%			3	30%	1	10%							1	10%	10
鹿児島県	853円	897円	1	13%	3	38%	1	13%	2	25%											1	13%	8
沖縄県	853円	896円			8	53%	3	20%	2	13%	2	13%											15
総計			29	1%	136	6%	292	13%	391	17%	634	27%	417	18%	132	6%	58	2%	23	1%	220	9%	2,332

まとめ summary

本調査により、今年度の大幅な最低賃金引き上げで約6割もの企業が賃金引き上げの対象となったことが分かった。さらに、岸田文雄首相は2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円まで引き上げることを目標にする
と発表している。そのため、今後も高い水準で最低賃金の引き上げが続くと予想される。来年度も40円台の引き
上げが行われた場合には、再び多くの企業が対応を迫られることになるだろう。今後に備えて業務の効率化や働き
方の見直しなどにより生産性を向上させ、従業員の賃上げを行っていくことが重要だ。

そのための公的支援として、生産性向上に資する設備投資を行うとともに最低賃金を引き上げることで投資額
の一部助成を受けられる「業務改善助成金」をはじめとした助成金・補助金制度の新設・拡充が行われている。
また、中小企業が前年度より従業員の給与を増額した場合に法人税の税額控除を受けられる「賃上げ促進税制」
も存在する。他にも、生産性向上や賃金引き上げの取り組み事例を厚生労働省が公開しているため、他社の取り
組みを参考に自社でも検討いただきたい。

エフアンドエムクラブでは、このような公的支援制度の情報を取り逃がさないよう、会員企業向けの公式LINE
アカウント「補助金はやみ」にて、国・地方自治体の支援策に関する情報提供を行っている。また、昇給に関する
規定整備や賃金テーブル、評価制度の策定などについても担当アドバイザーが相談を受け付けている。今後も
エフアンドエムクラブでは各種情報提供だけでなく、様々なサポートを通じて中小・零細企業のバックオフィス
強化に努めていく。

【お問い合わせ】



エフアンドエムクラブについて
<https://www.fmclub.jp/>

【出典・参考資料】



厚生労働省「賃金引き上げ特設ページ」
<https://pc.saiteichingin.info/chingin/>



厚生労働省「生産性向上のヒント集」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001160678.pdf>



業務改善助成金
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html



賃上げ促進税制
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>